

第四次薬物乱用防止五か年戦略の概要

新たな五か年戦略の策定

- 「第三次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく施策により、青少年の覚醒剤・大麻事犯の検挙人員が大幅に減少するなど、一定の成果。
- しかし、全体としては依然として厳しい情勢。
 - ・ 覚醒剤事犯の検挙人員は約 1 万 2,000 人と高止まり
 - ・ 覚醒剤事犯における再犯者率は6割を超え過去 15 年間で最高
 - ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物を使用した者が二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が多発
 - ・ 密輸入事犯の摘発は高水準であり、仕出地は多様化
 - ・ 覚醒剤の押収量は約 470kg と過去5年間で最多
- 薬物乱用の根絶を図るため、政府を挙げた総合的な対策を推進。

特に留意すべき課題

- ① 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物への対応

指定薬物の取締権限等に関する法改正が行われたところ。指定薬物への迅速な指定、販売業者に対する指導監督・取締り、国民に対する効果的な広報啓発活動を推進するなど、新たな乱用薬物に迅速・的確に対応。
- ② 薬物の再乱用防止対策の強化

刑の一部の執行猶予制度を導入する法律が制定されたところ。薬物依存に至った者の再犯防止を図るとともに、薬物依存に至る前の乱用段階から早期の対応を行うことが重要であり、効果的な治療回復プログラムの開発・普及を推進し、関係機関・団体が連携を密にして、薬物乱用者の社会復帰支援や家族への支援を実施。
- ③ 国際的な連携・協力の推進

近年、薬物の仕出地・ルートが多様化し、従来のアジア・北米だけでなく、欧州・中近東・アフリカ・中南米を仕出地とする摘発が増加していることから、これまで以上に幅広い諸国との間で連携を強化し、薬物の密輸阻止に向けた国際的連携・協力体制を構築。

第四次薬物乱用防止五か年戦略における主な施策

目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

- 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化
 - ・ 小中高における薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実
 - ・ 大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発の推進
- 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化
 - ・ 学校等に対する健康被害事例についての情報提供
 - ・ 「あやしいヤクヅツ連絡ネット」を活用した広報啓発
 - ・ 政府広報における青少年に訴求力の高い広報媒体・手法を活用した危険性周知
 - ・ 検索サービス事業者による危険性広報のための自主的な取組の支援

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

- 薬物乱用者の社会復帰に対する支援の充実強化
 - ・ 矯正施設における指導・教育の充実強化
 - ・ 保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化
 - ・ 相談窓口の周知及び相談体制の充実
 - ・ 民間団体・関係機関等との連携強化
- 青少年の再乱用防止対策の充実強化
 - ・ 若年層向け薬物再乱用防止プログラム等の普及

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

- 組織犯罪対策の推進
 - ・ 薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進
 - ・ 薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底
- 犯罪収益対策の推進
 - ・ 薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化
 - ・ 薬物犯罪収益等の剥奪の徹底
- 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化
 - ・ 指定薬物への迅速かつ効果的な指定の推進
 - ・ 販売業者に対する監視指導・取締りの強化

目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

- 密輸等に関する情報収集の強化
 - ・ 民間からの情報収集の強化
- 密輸取締体制の強化・充実
 - ・ 海上、港湾等監視・取締体制の強化
 - ・ 密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等

目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

- 多様化する密輸ルート の 解明と海空路による密輸への対応の充実強化
 - ・ 国際的な取締体制の構築
- 国際会議等、国際枠組みへの積極的な参画
 - ・ 国連麻薬委員会等の国際会議・専門家会合等への積極参加による連携強化
- 我が国への主要な仕出国・地域等との連携・協力の推進
 - ・ 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) への拠出等を通じたアフガン・東南アジアでの薬物対策支援